【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成22年12月6日

【会社名】 株式会社間組

【英訳名】 HAZAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 野 俊 雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5711

【事務連絡者氏名】 CSR推進部長 馬場義彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5711

【事務連絡者氏名】 CSR推進部長 馬 場 義 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 8,750,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される

財産の価額の合計額を合算した金額 883,750,000円

(注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加若しくは減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計

額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社間組名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目5番5号) 株式会社間組大阪支店 (大阪市北区堂島浜二丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	125個
発行価額の総額	8,750,000円
発行価格	70,000円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.70円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年12月25日(土)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社間組 CSR推進部 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
払込期日	平成22年12月25日(土)
割当日	平成22年12月25日(土)
払込取扱場所	株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

- (注) 1 株式会社間組第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)については、平成22年12月6日開催の当社取締役会
 - において発行を決議しております。 2 本新株予約権の発行は、平成18年3月15日付当社取締役会決議に基づく第1回新株予約権(以下「第1回新株予約 権」といいます。)がその行使期間満了日(平成22年12月24日)が経過するまで行使されないことを停止条件として
 - 3 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 - 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。 割当予定先の状況については、後記「第3第三者割当の場合の特記事項 1割当予定先の状況」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条	1 本新株予約権の目的となる株式の総数は12,500,000株 割当株式数(別記
項付新株予約権付社	「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。) は
債券等の特質	100,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新
	株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正さ
	れても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄
	記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により
	行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加
	又は減少する。
	2 行使価額の修正基準:本新株予約権の発行後、注6.(3)に定める本新株予
	約権の各行使請求の効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所にお
	ける当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日におけ
	る終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当
	該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に
	は、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。ただし、本
	新株予約権の行使期間は平成23年 6 月25日から平成24年12月24日までであ
	るため、発行から約6か月間は行使請求をすることができない。なお、決定
	日に、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号又は第
	(4)号で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本
	新株予約権の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

	2. 极工小场度,大蛇性又仍长老老怎么住来老人怎么想应极了之后?
	3 修正の頻度:本新株予約権者が行使請求を行う都度修正される。
	4 行使価額の下限:当初35円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金
	額」欄第3項による調整を受ける。)
	5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は12,500,000
	株、割当株式数は100,000株で確定している(ただし、別記「新株予約権の
	目的となる株式の数」欄記載のとおり、調整されることがある。)。
	6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に
	記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調
	達額):
	446,250,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
新株予約権の目的と	当社普通株式 (注) 9
なる株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式で
	ある。
	単元株式数は100株である。
新株予約権の目的と	1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式12,500,000
なる株式の数	株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数
	(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。)。ただし、本欄第2
	項ないし第5項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の
	目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとす
	る。
	使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものしまる。かか、かかる第一は、割当株式数は次の算式により調整されるものでは、割割が行うには、
	のとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額
	は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
	調整後割当株式数 = <u>調整前割当株式数 × 調整前行使価額</u>
	3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数
	についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て
	るものとする.
	行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整
	に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
	5 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並び
	にその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その
	他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の
	行使時の払込金額」欄第3項第(2)号 に定める場合、その他適用の日の
	, ,
	前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみや
**** 7 / / * a / - / + n +	かにこれを行う。
新株予約権の行使時	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
の払込金額	(1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価
	額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普
	通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に割当株式数
	を乗じた額とする。
	(2)行使価額は、当初70円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3
	項に従い、修正又は調整されることがある。

2 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、注6.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の 効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取 引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引 日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた 金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使 価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該決定日 以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、本欄第3項第(2)号 又は第(4)号で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価 額は、本新株予約権の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整され る。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結 果得られた決定日価額が35円(以下「下限行使価額」という。ただし、本 欄第3項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は 下限行使価額とする。

3 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により 当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある 場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもっ て行使価額を調整する。

既発行

1株当たりの 新発行・ × 発行・処分価 処分株式数 額 時 価

調整後 調整前 × 株式数 行使価額 行使価額

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及 びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところに よる。

> 本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通 株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、 取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権 付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合 又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権 付社債に付されたものを含む。) その他の証券若しくは権利の転 換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、 また、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総 称して「株式分割等」という。) をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主 を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日 を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償で発行したものとして本 を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日をあない場合は、その効力発生日))の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

調整前行使価額により当該期間内に交付

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × された株式数 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てる ものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との
	差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこ
	ととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生
	し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価
	額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用す
	るものとする。
	(4)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ
	る場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
	株式の併合、合併、会社分割のために行使価額の調整を必要とする
	とき。
	その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる
	事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
	行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事
	由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価に
	つき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
	(5)本欄第2項又は本項第(1)号ないし第(4)号により行使価額の修正
	又は調整を行うとき(本欄第2項の定めにより下限行使価額が調整
	されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びに
	その事由、修正前又は調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下
	本号において同じ。)、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の
	日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日
	の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降
	すみやかにこれを行う。
新株予約権の行使に	875,000,000円
より株式を発行する	別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額
場合の株式の発行価	が修正又は調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少す る可能性がある。また、本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が取得し
額の総額	た本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使に	
より株式を発行する	本新株予約権の行使により休むを支持する場合の休む「休の仏と霊領本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使
場合の株式の発行価	請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総
格及び資本組入額	額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、
	別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額
	とする。
	2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本
	準備金
	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、
	会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限
	度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、
	その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等
	増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期	平成23年6月25日から平成24年12月24日まで(ただし、別記「自己新株予約権
	の取得の事由及び取得の条件」欄記載の条件に従って当社が本新株予約権の全
間	
間	部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、当社取締役会が定める取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。)。ただし、権利行使期間の

新株予約権の行使請 求の受付場所、取次場 所及び払込取扱場所	 1 行使請求の受付場所 株式会社間組 CSR推進部 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 払込取扱場所 株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部 東京都千代田区丸の内 一丁目3番3号
新株予約権の行使の 条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取 得の事由及び取得の 条件	当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に 関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する 事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴 う新株予約権の交付 に関する事項	該当事項なし

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金を調達しようとする理由

(1)募集の目的及び理由

当社グループは、「人々が安心して、快適な生活が営める環境を提供する」という建設業の使命を果たしていくとともに、建設事業環境の変化に時期を逸することなく対応し、新たな施策を打つことが必要不可欠であるとの認識に立ち、平成22年3月に「ハザマ第4次中期計画」を策定し、現在その達成に向けて取り組んでおります。

ち、平成22年3月に「ハザマ第4次中期計画」を策定し、現在その達成に向けて取り組んでおります。同中期計画においては、前中期経営計画の骨子でもある「採算性の最優先」、「経営資源の最適配分」、「技術力・現場力」などの施策を活かしつつ、受注競争の激化、顧客ニーズの多様化、市場の縮小など、さらなる環境の変化にも耐えうる事業基盤を早期に確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、

間接部門の効率化・簡素化を徹底し、事業環境の変化に見合うコスト構造とすること 最前線の現場と営業に経営資源を集中投入し、採算性と事業規模を確保すること

取組から完成迄の工事管理を徹底し、採算変動リスクを排除し利益を確保すること

を骨子とした施策を展開していくことを掲げております。

また、当社は、平成15年に安藤建設株式会社(以下「安藤建設」といいます。)と資本業務提携契約を締結し、同社に対して同年12月に第 種優先株式の割り当てを行うとともに、同社との間で本資本業務提携契約に基づき、大型建築案件・民間土木案件の共同受注、海外土木案件への共同取組、資機材の共同購買、共同技術開発、技術協力、社員教育の協力等を進めております。

そして平成18年3月には、資本業務提携をより強化するため、当時当社の親会社であった青山管財株式会社(平成19年3月31日解散)から、相対取引による株式取得により当社発行済株式の10%(10,000,000株)を安藤建設に取得していただくとともに、当社は平成18年3月15日付当社取締役会決議に基づく第1回新株予約権を安藤建設に割り当てました。しかしながら、第1回新株予約権は、その後の当社株価の低迷等により現在まで権利行使されず、間もなく行使期間満了日(平成22年12月24日)を迎え、このまま権利行使されない場合は行使期間満了日をもって消滅いたします。

当社は、安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、約8年間の資本業務提携で築かれた両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であると考えております。

そこで、資本業務提携を今後も維持・推進していくにあたり、安藤建設に対して、第1回新株予約権がその行使期間満了日(平成22年12月24日)が経過するまで行使されないことを停止条件として、第1回新株予約権と同内容にて、本新株予約権を割り当てることといたしました。

有価証券届出書(組込方式)

当社は、当社発行済優先株式へ早期に対応することが経営の重要課題と認識しており、この課題に対処するため、安藤建設が本新株予約権を行使した場合、当該権利行使に際して払い込まれた資金を、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付された、取得請求期間が到来済又は到来予定である当社発行済第 種優先株式(平成20年12月25日に到来済)又は第 種優先株式(平成22年12月25日に到来予定)の買取資金の一部に充当することを予定しています。当社は、第 種又は第 種優先株式を買い取った場合には、これを消却する予定であり、当該買取及び消却により、上記取得請求権及び取得条項による普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れることから、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。なお、これらの優先株式の買取にあたっては、優先株主様の意向も踏まえ、十分に検討を重ねた上で実施する予定であり、正式に決まりましたら、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、速やかに開示させていただきます。

(注) 1 当社発行済第 種優先株式

発行日 : 平成15年12月24日 発行済株数 : 750,000株 発行価額の総額 : 30億円

株主(保有比率) :株式会社みずほコーポレート銀行(50.00%)

三菱UFJ信託銀行株式会社(50.00%)

取得請求期間:平成20年12月25日から平成35年12月24日まで

本日現在の取得請求状況 : なし

2 当社発行済第 種優先株式

発行日 : 平成15年12月24日 発行済株数 : 875,000株 発行価額の総額 : 35億円

株主(保有比率) :株式会社みずほコーポレート銀行(50.00%)

三菱UFJ信託銀行株式会社(50.00%)

取得請求期間 : 平成22年12月25日から平成37年12月24日まで 本日現在の取得請求状況 : 取得請求期間が到来しておりません

3 当社発行済第 種優先株式

発行日 : 平成15年12月24日 発行済株数 : 875,000株 発行価額の総額 : 35億円

株主(保有比率) :株式会社みずほコーポレート銀行(85.71%)

三菱UFJ信託銀行株式会社(14.29%)

取得請求期間 : 平成24年12月25日から平成39年12月24日まで 本日現在の取得請求状況 : 取得請求期間が到来しておりません

4 当社発行済第 種優先株式

発行日 : 平成15年12月24日 発行済株数 : 250,000株 発行価額の総額 : 10億円

株主(保有比率):安藤建設株式会社(100.00%)

取得請求期間:平成20年12月25日から平成35年12月24日まで

本日現在の取得請求状況 : なし

5 当社発行済第1回新株予約権

発行日 : 平成18年3月31日 発行済新株予約権数 : 125個 発行価額の総額 : 42,875,000円

保有者(保有比率):安藤建設株式会社(100.00%)

権利行使期間 : 平成19年4月2日から平成22年12月24日まで

本日現在の権利行使状況 : なし

6 当社発行済第 種ないし第 種優先株式は、平成15年12月、当社の財務基盤を強化するために、株式会社みずほコーポレート銀行(現在)、三菱UFJ信託銀行株式会社(現在)に、総額100億円の債務の株式化(デットエクイティスワップ)をしていただいたものです。また、当社発行済第 種優先株式は、同月、安藤建設との資本業務提携に基づきご出資いただいたものです。

(2)資金調達方法の概要及び選択理由

) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先である安藤建設に対し、行使期間を平成23年6月25日から平成24年12月24日までとする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当の方法によって割り当て、新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

今回発行する本新株予約権の数については、本新株予約権の権利行使後の持株比率等を勘案して決定しました。権利 行使後の持株比率については、後記「第3第三者割当の場合の特記事項 5第三者割当後の大株主の状況」をご参照 ください。

なお、権利行使期間の開始日(平成23年 6 月25日)につきましては、当社株価の動向等を勘案し、割当日から 6 ヶ月間据え置くこととしました。

() 本新株予約権を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、上記(1)「募集の目的及び理由」に記載しておりますとおり、本新株予約権による資金調達が、以下の観点で当社にとって現時点における最良の選択であると判断し、本新株予約権の発行を決議いたしました。

安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であること。

今回の調達資金を、取得請求期間が到来済又は到来予定である当社発行済第 種又は第 種優先株式の買取資金の一部に充当し、買い取った第 種又は第 種優先株式を消却することで、普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れることから、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資すること。

<他の資金調達方法との比較>

社債や借入等による負債性の調達手法については、資金は調達できるものの、安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、約8年間の資本業務提携で築かれた両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくとの目的に合致いたしません。

公募増資又は第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

本新株予約権の権利行使によって発行される当社普通株式の数は、当社株価に関係なく12,500,000株で固定されているのに対し、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であることが一般的であるため、転換により交付される株式の総数が確定せず、当社株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、このような転換社債型新株予約権を発行した場合には、既存の株式1株当たりの価値に及ぼす影響の予測が困難となるため、株主の皆様を不安定な状況に置くことになると考えられます。

- 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 該当事項なし
- 3 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社と割当予定先は、割当日までに締結する予定の本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)において、本新株予約権の権利行使により交付される当社普通株式(以下「対象株式」といいます。)を取得後6か月間(以下「継続保有期間」といいます。)継続保有することを約す予定です。

4 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの 内容

該当事項なし

- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
 - (1) 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。
 - (2) 当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、継続保有期間中において、当該対象株式に係る株券等貸借取引を行わないことを約す予定です。
 - (3) 当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、当該契約の調印日(割当日までに調印することを予定しております。)以降、継続保有期間が終了するまでの間、当該対象株式に係る店頭デリバティブ取引を行わないことを約す予定です。

- 6 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額(以下「払込金」という。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、上記(1)及び(2)に基づき、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。
 - (4) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - 7 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権者は会社法第290条の請求をすることはできないものとする。

8 1単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、法令及び本新株予約権の発行要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

9 普通株式と異なる種類の株式

当社は普通株式と異なる種類の株式として、第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式についての定めを定款に定めている。

単元株式数については、当社普通株式と第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式に差異はない。

議決権については、剰余金の配当が普通株式に優先すること等の理由から、第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式に株主総会における議決権はない。

なお、第 種、第 種及び第 種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)によって発行されている。

第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式の詳細な内容は 1、2、3、4のとおりである。

- 1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。
 - (1) 単元株式数は100株である。
 - (2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)又は第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額(4,000円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.500%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年 率修正日とする。

EDINET提出書類 株式会社間組(E00317)

有価証券届出書(組込方式)

「日本円TIBOR (1年物)」とは、平成15年12月25日又は各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR (1年物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物 (360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (1年物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配 当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。 取得の名供

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の 普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(八)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降 これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得又は新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(下記()も同様とする。)。
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額又は新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額又は権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記a又はbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

EDINET提出書類 株式会社間組(E00317)

有価証券届出書(組込方式)

- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記 a ()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記 a ()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又はa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額又は当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記 a () の場合は、価額決定日に決定された取得価額又は新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額 (ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の 発行価額の総額 取得価額

取得請求により交付 すべき普通株式数

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求又は下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

- 2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。
 - (1) 単元株式数は100株である。
 - (2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)又は第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額(4,000円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.750%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年 率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成15年12月25日又は各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配 当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(八)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(八)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

調整後
取得価額調整前
取得価額世通株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降 これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得又は新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(下記()も同様とする。)。

EDINET提出書類 株式会社間組(E00317)

有価証券届出書(組込方式)

- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額又は新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額又は権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記a又はbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記 a ()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記 a ()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記 a ()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は a ()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額又は当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記 a () の場合は、価額決定日に決定された取得価額又は新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額 (ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

		第	種優先株主が取得請求のために提出した第	種優先株式の
取得請求により交付			発行価額の総額	
すべき普通株式数	= '		取得価額	

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 取得請求により交付する株式の内容

当社普诵株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求又は下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を 上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上 記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

- 3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。
 - (1) 単元株式数は100株である。
 - (2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)又は第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額(4,000円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 2.000%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成15年12月25日又は各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第 種累積未払配当金」という。)は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金及び普通株主又は普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対して支払う。

参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主又は普通登録質権者に対して、1 株につき第種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対し、1 株につき同等の金額を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。 取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(八)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(八)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

新規発行普通株式数 × 1株あたりの払込金額 既発行 普通株式数 1株あたりの時価 調整後 調整前 取得価額 取得価額

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場 合を含む。)、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降 これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための 基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件として その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減 少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日と する場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総 会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求 することができる株式又は権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金 額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当た りの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を 行使できる証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、又は募集のため の基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が 行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整にお いては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得又は新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上 回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(下記()も同様とする。)。
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は新株予約権を行使できる証 券(権利)であって、取得価額又は新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の 日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された 取得価額又は権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により 算出されるものとする。) が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定 日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価 額決定日の翌日以降これを適用する。
- 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする 場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書き の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式 の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記a又はbで定める取得価額 の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価 額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、ま た、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、又は、基準日がない場合は調整 後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の 数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。

- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記 a ()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記 a ()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記 a () の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は a () で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額又は当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記 a () の場合は、価額決定日に決定された取得価額又は新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額 (ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の 発行価額の総額

取得請求により交付 すべき普通株式数

取得価額

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求又は下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

- 4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。
 - (1) 単元株式数は100株である。
 - (2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)又は第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額(4,000円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.875%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成15年12月25日又は各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 金銭を対価とする取得請求

取得請求額

第 種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第 種優先株式の一部又は全部の金銭による取得を請求することができる。

取得限度額

当社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高(繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む)と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額(0円を下回る場合には0円として計算する。)に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額(かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する。)を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

取得の対価

当社は、第 種優先株主又は第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。 抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(5) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(6) 募集株式の割当て

当社は、第 種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。 取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(八)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(八)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(八)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降 これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

有価証券届出書(組込方式)

- ()株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得又は新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(下記()も同様とする。)。
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額又は新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額又は権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記a又はbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記 a ()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記 a ()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記 a () の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式又は a () で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額又は当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

EDINET提出書類 株式会社間組(E00317)

有価証券届出書(組込方式)

() 上記 a () の場合は、価額決定日に決定された取得価額又は新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額 (ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の 発行価額の総額

取得請求により交付すべき普通株式数

取得価額

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求又は下記(8)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(8) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を 上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上 記(7) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(10)種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
883,750,000	15,000,000	868,750,000	

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(8,750,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(875,000,000円)を合算した金額です。

EDINET提出書類 株式会社間組(E00317)

有価証券届出書(組込方式)

- 2 発行諸費用の概算額には、 価値算定費用(3,000,000円)、 フィナンシャル・アドバイザリー・フィー (10,000,000円)、並びに 弁護士費用、司法書士費用、及び登記費用等(2,000,000円)を見込んでおります。なお、消費税等は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合、上記差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行 使が権利行使期間内に行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手 取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

(=) 13 N = 3 K = 1				
具体的な使途	金額(円)	支出予定時期		
当社が発行済である第 種又は第 種	868.750.000	平成23年6月~		
優先株式の買取資金の一部	000,750,000	平成24年12月		

- (注) 1 今回の調達資金は、上記記載のとおり、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付された、取得請求期間が到来済又は到来予定である当社発行済第 種(平成20年12月25日に到来済)又は第 種優先株式の一部(平成22年12月25日に到来予定)の買取資金の一部に充当することを予定しています。当社は、第 種又は第 種優先株式を買い取った場合には、これを消却する予定であり、当該買取及び消却により、第 種又は第 種優先株式の上記取得請求権及び取得条項による普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れることから、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。なお、これらの優先株式の買取にあたっては、優先株主様の意向も踏まえ、十分に検討を重ねた上で実施する予定であり、正式に決まりましたら、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、速やかに開示させていただきます。
 - 2 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

a. 刮当了足术切佩安				
<u>名称</u>	女藤建設株式会社			
本店の所在地	東京都港区芝浦三丁目12番8号			
	有価証券報告書			
	事業年度 自 平成21年4月1日 平成22年6月29日 第93期 至 平成22年3月31日 関東財務局長に提出			
	四半期報告書			
 直近の有価証券報告書の提出日 	事業年度 第94期 自 平成22年4月1日 平成22年8月6日 第94期 至 平成22年6月30日 関東財務局長に提出 第1四半期			
	四半期報告書			
	事業年度 第94期 自 平成22年7月1日 平成22年11月12日 第92期 至 平成22年9月30日 関東財務局長に提出 第2四半期			

b. 提出者と割当予定先と間の関係(平成22年9月30日現在)

	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数	10,250,000株 (内訳) 普通株式10,000,000株 第 種優先株式250,000株
人事関係		割当予定先からは、当社の代表取締役副 社長1名と社外監査役1名を派遣して いただいております。
資金関係		該当事項なし
技術関係		割当予定先とは、共同技術開発及び技術 協力を進めております。
取引関係		割当予定先とは、共同受注、共同購買等を進めております。

c. 割当予定先の選定理由

上記「第1募集要項 1新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金を調達しようとする理由 (1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、割当予定先である安藤建設は当社の資本業務提携先であり、平成15年の資本業務提携契約締結以来、大型建築案件・民間土木案件の共同受注、海外土木案件への共同取組、資機材の共同購買、共同技術開発、技術協力、社員教育の協力等を進めております。

当社は、安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であると考えており、第1回新株予約権がその行使期間満了日(平成22年12月24日)が経過するまで行使されないことを停止条件として、第1回新株予約権と同内容にて、本新株予約権を割り当てることといたしました。

なお、本新株予約権の割当ては、日本証券業協会会員である証券会社のあっせん及び紹介を受けて行われたものではありません。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は以下のとおりであります。

安藤建設株式会社:12,500,000株

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、当社の取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと、及び対象株式を取得後6か月間継続保有することを約す予定です。

また、当社は、割当予定先が資本業務提携の趣旨に則り対象株式を継続保有する方針であることを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が平成22年6月29日付で提出している有価証券報告書及び平成22年11月12日付で提出している第2四半期報告書における財務諸表で、割当予定先が払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。また、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨、平成22年12月6日付の文書にて報告を受けております。

以上の点に加え、当社が安藤建設と資本業務提携契約を締結していること等を勘案し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載された「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を確認した結果、当該割当予定先の役員又は主要株主が特定団体等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

しております。

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で割当日までに締結する予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権1個の払込金額の算定を、第三者算定機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社(所在地:東京都千代田区大手町一丁目1番3号 大手センタービル16階、資本金2億円、代表者:代表取締役社長池森俊文)に依頼しました。当該算定機関は、当社の株価、当社株式の変動率、安全利子率、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を置き、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社は、当該価格算定機関による算定評価結果である70,000円を、本新株予約権1個の払込金額といたしました。 上記算定根拠による発行条件についての考え方及びそのプロセスについて、当社は成和明哲法律事務所(所在地:東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー31階、弁護士:辺見 紀男)による、上記価格算定機関が算定した本新株予約権の公正価値と本新株予約権の払込金額が等しい額であることから、本新株予約権の発行が会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」による発行には該当しない旨の法律意見書を参考に、また、上記「第1募集要項1新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金を調達しようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の発行条件が合理的であると判断

これらの結果、当社監査役4名全員(うち社外監査役2名)も、本新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利でない との意見を述べております。

また、本新株予約権の発行を行うことを決議した平成22年12月6日開催の取締役会には、安藤建設出身の代表取締役副社長1名、社外監査役1名が出席しておりますが、2名とも安藤建設(グループ会社を含む。)を既に退社しており、特別の利害関係を有しないことから、審議及び決議には問題がないと判断しております。

本新株予約権の当初行使価額については、市場価格と同一にするという観点から、平成22年12月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値といたしました。

上記当初行使価額は、本新株予約権の第三者割当に関する当社取締役会決議日の前営業日までの1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に対して9.62%のプレミアム、当該決議日の前営業日までの3か月間の終値平均値に対して5.55%のプレミアム、当該決議日の前営業日までの6か月間の終値平均値に対して0.87%のディスカウントとなっております。

取締役会決議日の前営業日の終値を本新株予約権の当初行使価額の基礎とした理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したからであります。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、当社の議決権総数986,561個(平成22年9月30日現在)に対して最大12.7%の希薄化が生じます。しかしながら、上記「第1募集要項 2新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」のとおり、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付された、取得請求期間が到来済又は到来予定である当社発行済第 種又は第 種優先株式の一部の買取資金の一部に充当し、買い取った第 種又は第 種優先株式を消却することで、上記取得請求権及び取得条項による普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れること、及び 平成15年からの安藤建設との資本業務提携を引き続き今後も維持・推進していくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であると当社が考えていることを踏まえ、今回の資金調達で予定される新株予約権の発行数量及び普通株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

<u>5 【 </u>	の大株王の状況』				
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総 数 に 有 が う 権 割 の (%)	全権利行使 後の所有株 式数 (千株)	全使議に所権合 (でででででででででででできます。) (ででででででできませる。) (ででででできませる。) (でででできませる。) (ででできませる。) (でできませる。) (でできませる。) (でできませる。) (でできませる。) (でできまませる。) (でできませる。) (でできませる。) (でできまませる。) (でできまままままままままま。) (でできままままままままままままままままままままままままままままままままままま
安藤建設株式会 社	東京都港区芝浦三丁目12 番8号	10,250	10.14	225,000	20.24
株式会社みずほ コーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内一 丁目3番3号	5,969	4.47	5,969	3.96
ハザマグループ 取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目 2番5号	3,595	3.64	3,595	3.23
三菱 U F J 信託 銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一 丁目4番5号	3,342	2.44	3,342	2.16
朝日生命保険相 互会社	東京都千代田区大手町二 丁目6番1号	2,548	2.58	2,548	2.29
ハザマグループ 従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目 2番5号	2,371	2.40	2,371	2.13
昭和地所株式会 社	東京都中央区京橋三丁目 7番8号	2,072	2.10	2,072	1.86
シイデターエヌエイ インキャポーポープ サッカー ポーカー フォリー ポーポーポーポーポーポーポーポーポーポーポーポー 大理人 シティ (対理) といる (対定)	1299 OCEAN AVENUE,11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二 丁目3番14号)	1,620	1.64	1,620	1.46
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	1,511	1.53	1,511	1.36
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	1,486	1.51	1,486	1.34
計	- 「CC士+++	34,766	32.45	445,164	40.05

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年9月30日現在の株主名簿上 の株式数によって算出しております。
 - 2 「全権利行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「全権利行使後の所有株式数」に係る議決権の数 を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係 る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

 - 3 上記のほか、当社は自己株式1,179,485株を保有しております(発行済株式総数に対する割合は1.15%)。 4 上記「全権利行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権の権利行使状況(権利行使され ない場合を含む。) により変わる可能性があります。

6【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項なし

8【その他参考になる事項】 該当事項なし

第4 【その他の記載事項】 該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】 第1【公開買付けの概要】 該当事項なし

第2【統合財務情報】 該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項なし

第三部【追完情報】

1事業等のリスクについて

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)及び四半期報告書(第8期第2四半期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日(平成22年6月30日及び平成22年11月12日)以降、本有価証券届出書提出日(平成22年12月6日)までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成22年12月6日) 現在においてもその判断に変更はありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)の提出日(平成22年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日 (平成22年12月6日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成22年7月2日提出臨時報告書]

1 提出理由

平成22年6月29日開催の当社第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第 種優先株式 1 株につき90円80銭 総額68,100,000円 第 種優先株式 1 株につき100円80銭 総額88,200,000円 第 種優先株式 1 株につき110円80銭 総額96,950,000円 第 種優先株式 1 株につき105円80銭 総額26,450,000円

2.剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

小野俊雄、宍戸道夫、植野寿憲、金澤真一、山崎 光、石田統八郎、世一英俊及び小島秀一を取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	可決要件	決議の結果
	(個)	(個)	(個)		(賛成割合)
第1号議案					
剰余金の処分の件	619,866	10,744	0	(注)1	可決 (98.24%)
第2号議案					
取締役8名選任の件					
小野俊雄	607,512	23,098	0		可決(96.28%)
宍戸道夫	600,735	29,875	0		可決(95.21%)
植野寿憲	610,005	20,605	0		可決(96.68%)
金澤真一	615,048	15,562	0	(注)2	可決(97.48%)
山崎 光	614,668	15,942	0		可決(97.42%)
石田統八郎	615,016	15,594	0		可決(97.47%)
世一英俊	615,008	15,602	0		可決(97.47%)
小島秀一	614,702	15,908	0		可決(97.42%)

- (注) 1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計より各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成21年4月1日	平成22年 6 月30日
	(第7期)	至 平成22年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成22年7月1日	平成22年11月12日
	(第8期第2四半期)	至 平成22年9月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項なし

第六部【特別情報】 該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 間組 取締役会 御中

あずさ監査法人

 指 定 社 員
 公認会計士 望 月 正 芳

 指 定 社 員
 公認会計士 髙 尾 英 明

 業務執行社員
 公認会計士 髙 尾 英 明

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1.「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、会社 は受注が未確定な案件にかかる積算関係費用及び失注した案件にかかる先行投資費用についての会計処 理を変更した。
- 2.「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、会社は海外の所得にかかる外国税で税額控除不能なものについての会計処理を変更した。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社間組の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社間組が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 間組 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員業務執行社員指定社員 指定社員業務執行社員

公認会計士 望 月 正 芳

公認会計士 髙 尾 英 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1.「財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、会社は受注が未確定な案件にかかる積算関係費用及び失注した案件にかかる先行投資費用についての会計処理を変更した。
- 2.「財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、会社は海外の所得にかかる外国税で税額控除不能なものについての会計処理を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社 間組 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐野 裕 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 髙 尾 英 明 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成21年9月 30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成 績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第 1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を 適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社 間組 取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 野 裕 業務執行社員 公認会計士 店 尾 英 明 業務執行社員 公認会計士 髙 尾 英 明

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に 掲げられている株式会社間組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸 表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書 及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任 は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4会計処理基準に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」が適用されることとなるため、この会計基準及び適用指針により連結財務諸表を作成している。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社間組の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社間組が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

株式会社 間組 取締役会 御中

あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針 6 完成工事高及び完成工事原価の計上基準」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」が適用されることとなるため、この会計基準及び適用指針により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社 間組 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 裕 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 髙 尾 英 明 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。